

管理用図面作成等業務費積算基準

H25.4.10 第一回改正

H28.9.13 第二回改正

R1.7.16 第三回改正

R3.1.19 第四回改正

R3.7.8 第五回改正

R4.7.25 第六回改正

R5.11.22 第七回改正

R6.7.30 第八回改正

第1 総則

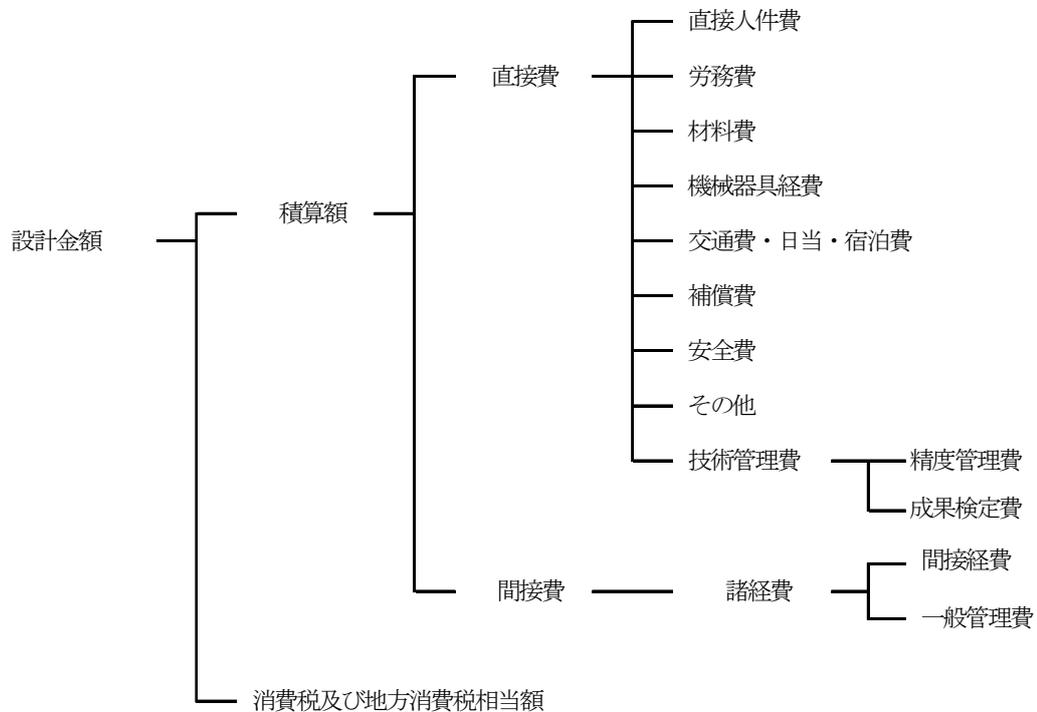
1-1 適用範囲

この管理用図面作成等業務費積算基準は、中日本高速道路株式会社が実施する財産整理業務に必要な管理用図面の作成等を、管理用図面作成等要領第5条に規定の「(別添2) 管理用図面作成業務標準仕様書」、 「(別添3) 追加業務に係る特記仕様書」及び「(別添4) 管理用図面修正業務標準特記仕様書」によって請負に付す場合の設計金額を積算するときに適用するものとする。

1-2 設計金額

1-2-1 設計金額の構成

設計金額の構成は次のとおりとする。



1-2-2 構成費目の内容

構成費目の内容は、「調査等積算要領第1編総則1-3-2」によるものとする。

1-3 直接人件費及び労務費

直接人件費及び労務費は、「調査等積算要領第1編総則1-4」によるものとする。

1-4 交通費・日当・宿泊費

交通費、日当、宿泊費は、「調査等積算要領第1編総則1-5」によるものとする。

1-5 補償費

補償費の算定は、「調査等積算要領第1編総則1-6」によるものとする。

1-6 間接経費及び一般管理費等

間接経費及び一般管理費等の算定は、「調査等積算要領第1編総則1-7-1」によるものとする。

なお、管理用図面作成等業務の請負の相手方が公益法人等の場合は、「調査等積算要領第1編総則1-7-1」により算出された諸経費率を10パーセント減じて算定するものとする。

1-7 随意契約扱いを行う場合の設計額の算出について

特命契約扱いを行う場合の設計額の算出は、「調査等積算要領第1編総則1-8」によるものとする。

なお、積算額の総額の調整（諸経費での調整）は、1-10によるものとする。

1-8 設計変更の事務手続

設計変更の事務手続は、「調査等積算要領第1編総則1-9」によるものとする。

なお、精算数量のうち、延長又は面積によるものについては、1-10によるものとする。

1-9 消費税及び地方消費税相当額

消費税等相当額は、積算額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を計上するものとする。

1-10 積算における数値の扱い

積算における数値の扱いは、「調査等積算要領第1編総則1-3-5」及び以下の各号によるものとする。

- 一 設計（設計変更を含む。）の数量（延長）は、「調査等共通仕様書第1章総則1-24-2」の支払数量によるものとし、1メートルの位を四捨五入して10メートルの位とする。
- 二 設計（設計変更を含む。）の数量（面積）は、「調査等共通仕様書第1章総則1-24-2」の支払数量によるものとし、10平方メートルの位を四捨五入して100平方メートルの位とする。
- 三 歩掛りを補正する場合は、1,000分の1の位を切捨てして100分の1の位とする。

第2 管理用図面作成業務

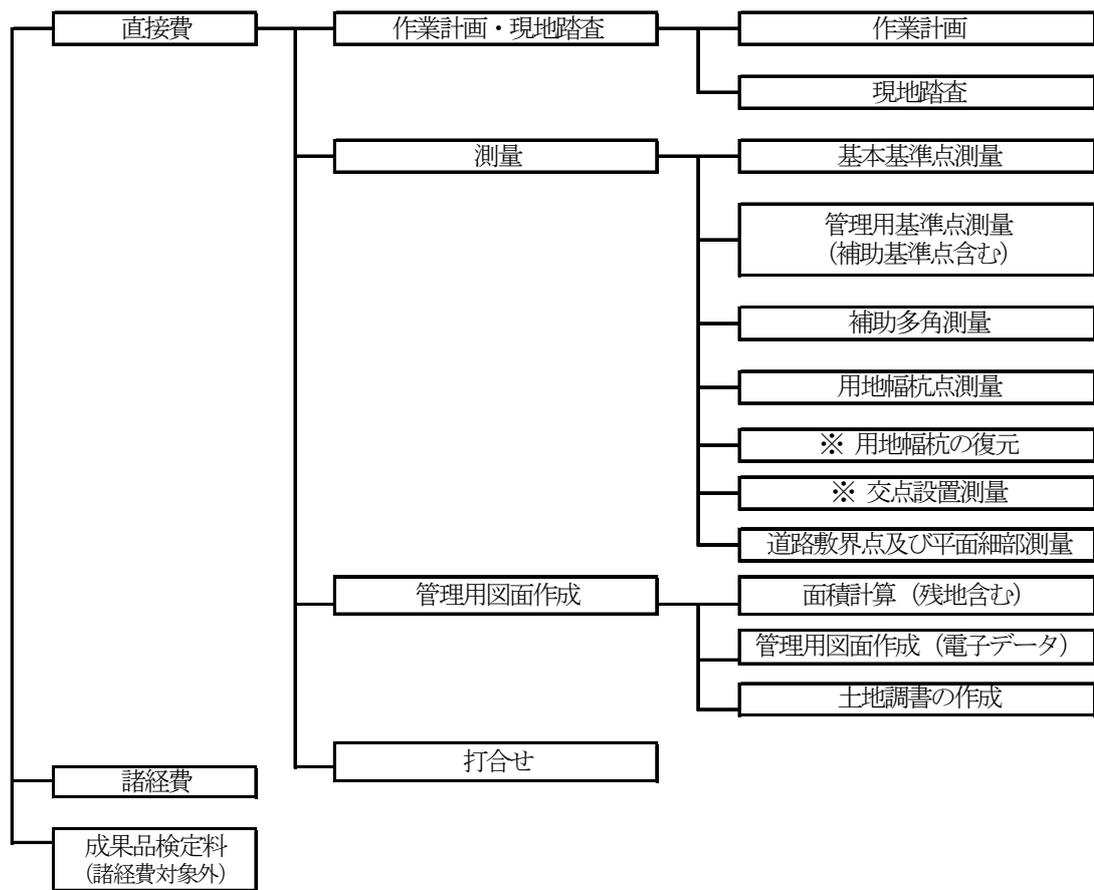
2-1 管理用図面作成業務の一般事項

一 変化率の適用

地形条件等による変化率は、基本基準点測量及び管理用基準点測量（補助基準点含む）についてのみ適用するものとし、積算上の地域区分（地物による分類）及び地域区分による変化率の取扱いは、「調査等積算要領第2編測量2-2-1（3）（ii）基準点測量（イ）基準点測量変化率」によるものとする。

二 管理用図面作成業務の積算価格の構成

管理用図面作成業務の種類と積算価格の構成は、次のとおりとする。



※印は追加業務

三 管理用図面作成業務の作業内容

管理用図面作成業務の作業内容は、次のとおりとする。

積算価格の構成		作業内容
作業計画・現地踏査	作業計画	作業内容の確認、作業計画書作成、必要書類収集、資料検討、機材準備並びに用地測量データ及び地図の写し等の資料確認を行う。
	現地踏査	現地の状況把握、基準点等の確認、範囲の確認等並びに作業計画で確認できなかった範囲を必要に応じて法務局等で資料確認を行う。
測量	基本基準点測量	路線測量等で設置された既存の基準点測量成果を参考とし、必要に応じ、規程等に依り計画準備、踏査選点、測量標設置、観測、計算、点検、整理等を行い、2級基準点を設置する。

	管理用基準点測量 (補助基準点含む)	既存基準点及び基本基準点を基準として、200～250m毎に3級基準点に準じた管理用基準点及び50～100m毎に用地幅杭測量等を行うために必要な4級基準点に準じた補助基準点を設置するものとし、その計画準備、踏査選点、測量標設置、観測、計算、点検、整理等を行う。
	補助多角測量	用地幅杭点測量等を行うために、本線もしくは移管敷地外に補助多角点を設置する必要がある場合、4級基準点に準じ設置するものとし、その踏査選点、杭設置、観測、計算、点検、整理等を行う。
	用地幅杭点測量	管理用基準点等を基準として、全線の用地幅杭、交点の点検測量等を行う。
	※ 用地幅杭の復元	用地幅杭の観測・設置等を行う。ただし、原則は工事対応のため、工事担当部署と調整を行ったうえで、特に必要と認められる場合に計上する。
	※ 交点設置測量	財産整理において分筆登記を行う筆について、必要に応じ、交点を設置する。ただし、法務局との調整を行ったうえで、必要と認められる場合に計上する。
	道路敷界点及び平面細部測量	道路敷界点の観測、計算、点検、整理等及び移管敷地の出来形測量として地物・外縁線の観測、計算、点検、整理等を行う。※道路敷界点と各筆界の交点計算含む。
管理用図面作成	面積計算(残地含む)	移管敷地等(分筆する土地の残地を含む)の面積計算等を行う。また座標及び土地区画情報の電子データ(S I M Aフォーマット)を作成する。
	管理用図面作成(電子データ)	貸与資料及び測量成果に基づき、C A Dデータの作成、編集等を行う。
	土地調書の作成	移管敷地の土地調書の作成を行う。
打合せ	発注機関と測量・図面作成等に関する打合せを行う。	
成果品検定料	基本基準点(2級)の国土地理院への申請を行うため、成果品の検定を行う	

四 管理用図面作成業務の事前準備

管理用図面作成業務の積算を行う場合は、十分に貸与する資料の確認・収集、現地確認、関係部署との調整等を行ったうえで、積算するものとする。

五 精度管理費係数の適用

精度管理費係数の適用は、基本基準点測量、管理用基準点測量(補助基準点含む)及び補助多角測量を対象とするが、これについては予め歩掛りに計上しているため、別途計上しないものとする。

六 打合せ

打合せは、当初・中間(5回)・最終の7回を基本とする。

ただし、必要に応じて中間打合せ回数を増減させることができるものとする。

七 成果品の検定

成果品の検定は、原則として基本基準点測量を対象とするものとし、「調査等積算要領第2編測量2-2-3」によるものとする。

八 設計金額の積算に用いる数量及び設計変更の方法

設計金額の積算に用いる数量は、次に掲げる方法により求めた延長及び概算面積等によるものとし、実際に実施した数量が異なる場合は、1-8の定めるところにより設計変更を行うものとする。

- (1) 設計金額の積算に用いる延長及び面積については、それぞれの作業項目に定める単位数量の対象となる箇所をプランメーター等により計測して求めるものとする。この場合、延長については対象範囲にIC、JCT、SA、PA等の諸施設を含む場合は、当該施設の取付ランプ・外縁線を勘案した距離を加算するものとする。
- (2) 交点設置測量、道路敷界点及び平面細部測量、面積計算（残地含む）及び土地調書作成については、移管敷地の面積とする。

なお、面積計算において、移管敷地内の筆の分筆が必要となるため、当該筆の残地部分の求積を行った場合であっても、この作業の精算数量は移管敷地の面積によるものとする。
- (3) 単位数量が1点あたりの作業項目については、現地状況を把握したうえで概算数量を求めるものとする。

なお、補助多角測量については、(1)により算出した延長を基本として、1kmあたり5点を概算計上するものとする。

2-2 作業計画・現地踏査

2-2-1 作業計画

作業計画の積算は、以下によるものとする。

作 業 標 準 量 及 び 作 業	所 要 日 数					内 外 業 の 別	構 成					延 人 日 数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計
作業計画 1業務あたり	0.8	1.1	1.1			内	1	1	1			3	0.8	1.1	1.1			3.0
合計	0.8	1.1	1.1									0.8	1.1	1.1				3.0
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

2-2-2 現地踏査

現地踏査の積算は、以下によるものとする。

作 業 標 準 量 及 び 作 業	所 要 日 数					内 外 業 の 別	構 成					延 人 日 数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計
現地踏査 1業務あたり	1.0	1.0	1.0			外	1	1	1			3	1.0	1.0	1.0			3.0
合計	1.0	1.0	1.0									1.0	1.0	1.0				3.0
機械経費	1.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	4.0%																	

2-3 測量

2-3-1 基本基準点測量

基本基準点測量の積算は、(1) 基準点測量と(2) 基準点設置(保護石あり)若しくは(3) 基準点設置(保護石なし)を組み合わせて積算を行うものとする。

(1) 基本基準点測量

作 業 工 程 標 準 業 業 業 業	所 要 日 数					内 外 業 の 別	構 成					延 人 日 数					
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
基本基準点測量 1点あたり	0.38	0.65	0.76			内	1	1	1		3	0.38	0.65	0.76			1.79
		1.47	2.23		1.14	外		1	1		1	3		1.47	2.23		1.14
合計	0.38	2.12	2.99		1.14							0.38	2.12	2.99		1.14	6.63
機械経費	9.0%																
通信運搬費等	0.0%																
材料費	2.0%																

(2) 基本基準点設置(保護石等あり)

作 業 工 程 標 準 業 業 業 業	所 要 日 数					内 外 業 の 別	構 成					延 人 日 数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計
基本基準点測量 1点あたり		0.1	0.6		0.6	外		1	1		2	4		0.1	0.6		1.2	1.9
機械経費	1.5%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	15.5%																	

(3) 基本基準点設置 (保護石等なし)

作業工程 及び標準 作業量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
基本基準点測量 1点あたり		0.10	0.45		0.45	外		1	1		1			0.10	0.45		0.45	1.00
機械経費	2.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	10.0%																	

基準点測量変化率

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大都市地	+0.1			
市街地(甲)	+0.1			
市街地(乙)	0.0	0.0		
都市近郊	0.0	0.0		
耕地	0.0	-0.1	+0.1	
原野	0.0	-0.1	0.0	+0.1
森林	+0.1	0.0	+0.2	+0.3

2-3-2 管理用基準点測量 (補助基準点含む)

管理用基準点測量 (補助基準点含む) の積算は、下記によるものとする。

(1) 管理用基準点測量 (補助基準点含む)

作業工程 及び標準 作業量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
管理用基準点測量 (補助基準点含む) 1kmあたり	0.76	1.16	1.44	0.48		内	1	1	1	1	4	0.76	1.16	1.44	0.48		3.84	
		5.08	6.48	6.12	1.80	外		1	1	1	4		5.08	6.48	6.12	1.80	19.48	
合計	0.76	6.24	7.92	6.60	1.80							0.76	6.24	7.92	6.60	1.80	23.32	
機械経費	2.4%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	2.4%																	

基準点測量変化率

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大都市地	+0.1			
市街地（甲）	+0.1			
市街地（乙）	0.0	0.0		
都市近郊	0.0	0.0		
耕地	0.0	-0.1	+0.1	
原野	0.0	-0.1	0.0	+0.1
森林	+0.1	0.0	+0.2	+0.3

2-3-3 補助多角測量

補助多角測量の積算は、下記によるものとする。

作業 及び 作業 標準 工程 量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
補助多角測量 1点あたり		0.04	0.04	0.04		内		1	1	1		3		0.04	0.04	0.04		0.12
		0.09	0.09	0.09	0.09	外		1	1	1	1	4		0.09	0.09	0.09	0.09	0.36
合計		0.13	0.13	0.13	0.09									0.13	0.13	0.13	0.09	0.48
機械経費	3.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	3.0%																	

2-3-4 用地幅杭点測量

用地幅杭点測量の積算は、下記によるものとする。

作業工程 及び標準 作業量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
用地幅杭点測量 1kmあたり		0.81	0.81	0.81		内		1	1	1		3		0.81	0.81	0.81		2.43
		1.61	1.61	1.61	1.61	外		1	1	1	1	4		1.61	1.61	1.61	1.61	6.44
合計		2.42	2.42	2.42	1.61									2.42	2.42	2.42	1.61	8.87
機械経費	3.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	2.0%																	

2-3-5 用地幅杭の復元

用地幅杭の復元の積算は、下記によるものとする。

作業工程 及び標準 作業量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
用地幅杭の復元 (杭の調達含む) 1点あたり		0.01	0.02			内		1	1			2		0.01	0.02			0.03
		0.02	0.02	0.02		外		1	1	1		3		0.02	0.02	0.02		0.06
合計		0.03	0.04	0.02										0.03	0.04	0.02		0.09
機械経費	3.5%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	72.5%																	

(2) 用地幅杭の復元（杭の調達含まない）

作業標準 工程 標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
用地幅杭の復元 (杭の調達含まない) 1点あたり		0.01	0.02			内		1	1					0.01	0.02			0.03
		0.02	0.02	0.02		外		1	1	1				0.02	0.02	0.02		0.06
合計		0.03	0.04	0.02									0.03	0.04	0.02			0.09
機械経費	3.5%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	2.5%																	

2-3-6 交点設置測量

交点設置測量の積算は、下記によるものとする。

作業標準 工程 標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
交点設置測量 移管敷地10,000 ㎡あたり		0.8	0.8	0.8	0.8	外		1	1	1	1	4		0.8	0.8	0.8	0.8	3.2
合計		0.8	0.8	0.8	0.8									0.8	0.8	0.8	0.8	3.2
機械経費	3.5%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	5.0%																	

2-3-7 道路敷界点及び平面細部測量

道路敷界点及び平面細部測量の積算は、以下によるものとする。

作業工 業標準 工程 標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
道路敷界点及び 平面細部測量 移管敷地10,000 ㎡あたり		0.83	0.83	0.83		内		1	1	1		3		0.83	0.83	0.83		2.49
		1.65	1.65	1.65	1.65	外		1	1	1	1	4		1.65	1.65	1.65	1.65	6.60
合計		2.48	2.48	2.48	1.65									2.48	2.48	2.48	1.65	9.09
機械経費	3.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	2.0%																	

2-4 管理用図面作成

2-4-1 面積計算（残地含む）

面積計算（残地含む）の積算は、以下によるものとする。

作業工 業標準 工程 標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
面積計算 (残地含む) 移管敷地10,000 ㎡あたり		2.2	2.2	2.2		内		1	1	1		3		2.2	2.2	2.2		6.6
合計		2.2	2.2	2.2										2.2	2.2	2.2		6.6
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

2-4-2 管理用図面作成（電子データ）

管理用図面作成（電子データ）の積算は、以下によるものとする。

作業工 標業 程準 量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
管理用図面作成 （電子データ） 1 kmあたり		2.94	3.84	3.84		内		1	1	1		3		2.94	3.84	3.84		10.62
合計		2.94	3.84	3.84										2.94	3.84	3.84		10.62
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

2-4-3 土地調書作成

土地調書作成の積算は、以下によるものとする。

作業工 標業 程準 量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
土地調書作成 移管敷地10,000 ㎡あたり			0.45	0.45		内		1	1		2				0.45	0.45		0.90
合計			0.45	0.45											0.45	0.45		0.90
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

2-5 打合せ

打合せの積算は、以下によるものとする。

作 業 工 程 標 準 量	所 要 日 数					内 外 業 の 別	構 成					延 人 日 数						
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計
打合せ 1業務あたり	3.5	1.0	2.5			内	1	1	1			3	3.5	1.0	2.5			7.0
合計	3.5	1.0	2.5										3.5	1.0	2.5			7.0
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

2-6 交通費・日当・宿泊費

交通費、日当及び宿泊費の積算は、「調査等積算要領第2編測量2-10」によるものとする。

2-7 補償費

補償費の積算は、「調査等積算要領第2編測量2-11」によるものとする。

第3 管理用図面修正業務

3-1-1 管理用図面修正業務について

先に作成されている管理用図面の電子データの一部を最新データに修正する業務とする。

3-1-2 直接人件費及び労務費

直接人件費及び労務費は、「調査等積算要領第1編総則1-4」によるものとする。

3-1-3 その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等の算定は、「調査等積算要領第1編総則1-7-2」によるものとする。

3-1-4 随意契約扱いを行う場合の設計額の算出について

随意契約扱いを行う場合の設計額の算出は、「調査等積算要領第1編総則1-8」によるものとする。

なお、積算額の総額の調整（一般管理費等での調整）は、3-1-7 によるものとする。

3-1-5 設計変更の事務手続

設計変更の事務手続は、「調査等積算要領第1編総則1-9」によるものとする。

なお、精算数量については、3-1-7 一によるものとする。

3-1-6 消費税及び地方消費税相当額

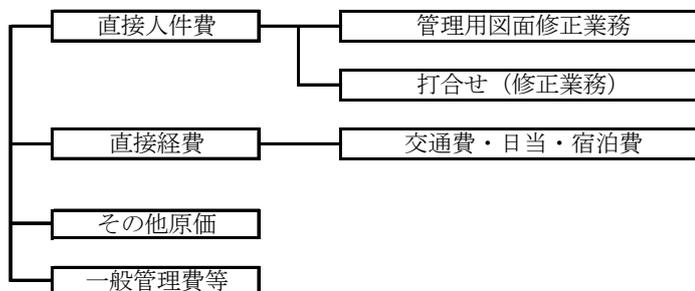
消費税等相当額は、積算額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を計上するものとする。

3-1-7 積算における数値の扱い

積算における数値の扱いは、「調査等積算要領第1編総則1-3-5」及び以下の各号によるものとする。

- 一 設計（設計変更を含む。）の数量（延長）は、「調査等共通仕様書第1章総則1-24-2」の支払数量によるものとし、1メートルの位を四捨五入して10メートルの位とする。
- 二 歩掛りを補正する場合は、1,000分の1の位を切捨てして100分の1の位とする。

3-1-8 積算価格の構成



3-2 管理用図面修正業務

管理用図面修正業務の積算は、以下によるものとする。

作業工程 及び標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計
管理用図面修正 1kmあたり				0.23	0.46	内				1	1	2				0.23	0.46	0.69
合計				0.23	0.46											0.23	0.46	0.69
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

3-3 打合せ（修正業務）

打合せ（修正業務）の積算は、以下によるものとする。

作業工程 及び標準量	所要日数					内外業の別	構成					延人日数						
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計
打合せ 1業務あたり			1.00	1.00		内			1	1					1.00	1.00		2.00
合計			1.00	1.00											1.00	1.00		2.00
機械経費	0.0%																	
通信運搬費等	0.0%																	
材料費	0.0%																	

打合せは、当初・最終の2回を基本とする。ただし、必要に応じて打合せ回数を増減させることができるものとする。

※この作業は、CADデータのレイヤの一部を変換・合成することにより、データ上で一部レイアウトの調整が生じることを想定しているため、打合せ（2回）を実施する構成となっているが、作業内容が単純な合成のみであり、特別な打合せの必要がないと認められる場合は、回数を全部又は一部減じるものとする。